

An instinct for growth

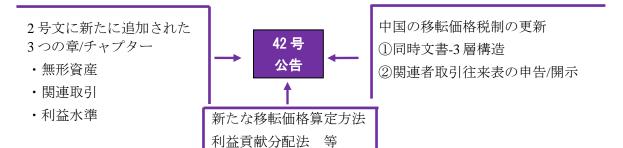
中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ: BEPS 行動計画に伴う中国移転価格税制の最新改正 ~42 号公告~

2016年6月29日、中国国家税務総局は、「関連申告と同期文書の管理に関連する事項完備に関する国家税務総局の公告」(国家税務総局公2016年42号、以下「42号公告」)を公布しました。

これに伴い、中国の移転価格税制を最初に規定した特別納税調整実施弁法(国税発[2009]2号、以下「2号文」)の同時文書にかかる関連規定、及び国税発[2008]114号の関連業務年度申告にかかる関連規定が失効しました。この背景には、OECDが勧告した減税浸食と利益移転行動計画(BEPS 行動計画)を契機とした中国税務総局による租税回避防止策への積極的な取り組みがあるものと考えられます。

1. 42 号公告の対象と主な変化



42 号公告は2号文の全面改正ではなく、上記図表①の同時文書-3 層構造と、②関連者取引往来表について定めるものです。この関連者取引往来表は、企業所得税の確定申告書の附表として位置づけられています。さらに、移転価格上問題となりやすい無形資産・関連取引・利益水準の概念について、新たに3つの章が追加されました。これら以外の取扱いについては、今後整備される予定です。

2. 同時文書-3 層構造

3層構造ファイル	要件(下記条件のいずれかを満たす場合)	準備期限
マスターファイル グローバル業務全体 状況の開示	・最終持株会社がすでにマスターファイルを作成していること ・年度関連取引総額が10億元以上	最終親会社の会計年度 終了から 12 ヶ月以内
ローカルファイル 現地企業の関連取引 の開示	・有形資産の譲渡金額が2億元以上 ・金融資産または無形資産の譲渡金額が1億元以上 ・その他関連取引金額が4,000万元以上	取引発生年度の 翌年6月30日
特殊事項ファイル	・コストシェアリング協議・過少資本	

関連者取引が中国国内の関連者に限定され、国外関連者との取引が無い場合は上表の3層構造ファイルの作成義務はありません。

お見逃しなく!

最終持株会社がその所在国の税制によりマスターファイルを作成している場合には、中国現地法人の 関連者取引の規模に関わらず、その中国語翻訳を準備しておく必要があります。